



自家発電入門 16

電気事業法による自家発電設備の保安規制（その14）

4月号では、可搬形発電設備の環境規制について紹介いたします。

自家発電設備の環境規制については、工事計画の届出で紹介しています。

原動力とするものは1万kW以上の発電設備、公害防止の観点から公害発生施設に該当する場合があります。

（内発協ニュース2022年8月号、9月号参照。）

Q 1

工事現場で可搬形発電設備を使用していますが、工事計画の届出は必要でしょうか。

A 1

工事計画の届出には、保安の観点からと公害防止の観点から手続きが必要な場合

を規定しています。

工事現場で使用される可搬形発電設備は、ディーゼル機関駆動の発電設備となりますから、工事計画の届出が必要となるのは、保安の観点から内燃力を

工事現場で使用する可搬形発電設備は、一般的に出力1万kW未満のため保安の観点からの工事計画の届出は不要となります。

また、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上の可搬形発電設備であっても表1に示すとおり大気汚染防止法が工場や事業場に設置された発電設備（固定発生源）を対象としていることから、短期間設置して使用する可搬形発電設備はばい煙発生施設に該当せず公害防止の観点からの工事計画の届出も不要となります。

表1 発生源の種類に応じた発電設備の排出ガス規制

発生源の種別	発電設備	排出ガス規制
固定発生源	定置形発電設備	大気汚染防止法
移動発生源	移動用発電設備	排出ガス対策型建設機械指定制度

Q2

短期間設置して使用する可搬形発電設備は工事計画の届出は不要ということですが、使用する期間次第ではばい煙発生施設としての工事計画の届出が必要になるということでしょうか。

その場合、どの位の期間とされているのでしょうか。

A2

同一場所での使用期間の長さから、発電設備の種類（定置式又は移動用）及び排出ガスの発生源（固定発生源又は移動発生源）を特定する法令上の規定はありません。

法令上の規定はないものの、ばい煙発生施設としての届出が必要となる可搬形発電設備の同一場所での使用期間について、「電気事業法令（火力関係）必携質疑応答集」（表2）では「3か月以上」と、その目安の期間が示されています。

Q3

定置形発電設備では公害発生施設として、大気汚染防止法その他、騒音規制法、振動規制法による

規制もありましたが可搬形発電設備ではどのように取り扱われますか。

A3

騒音規制法及び振動規制法では特定施設について規制の対象としています。

特定施設は、工場又は事業場に設置される施設のため工事現場で使用する可搬形発電設備は対象外となります。

（内発協ニュース2022年9月15日号参照。）

可搬形発電設備は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」で騒音及び振動について規制されています。

表2 電気事業法令（火力関係）必携 質疑応答集（抜粋）

2.1.23 移動用発電機の工事計画手続き

（質問）

燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上の移動用発電機を短期間設置して使用する場合、工事計画の手続きは必要か。

（回答）

同一場所に「3か月以上」定置するものは、「ばい煙発生施設」として取り扱われ、工事計画届出の対象となる。

ただし、「3か月以上」はあくまでも目安であり、定置場所の各自治体の大気汚染防止法上の運用によりクリアランスはある。

Q4

工事現場で使用する可搬形発電設備は環境に関する規制は課されていないのでしょうか。

A4

表1に示すとおり国土交通省が実施する「排出ガス対策型建設機械指定制度」に

よる規制を受けることとなります。この規制は、国土交通省において、建設工事における排出ガスを低減することを目的として、平成3年度より実施し、平成8年度より直轄工事における使用の原則化が図られ、国民の選択を通じて普及促進が実施されています。

Q5

排出ガス対策型建設機械指定制度では、建設機械全般を規制しているのですか。

A5

この制度による建設機械の排出ガス規制は建設機械全体をカバーするものではありません。

表3に示すとおり建設機械は車両系建設機械と可搬式建設機械に分けられ、車両系建設機械では、公道を走行するものは「道路運送車両法」、公道を走行しないもの（小型のものを除く。）は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（以下、「オフロード法」という。）により、それぞれ排出ガスの規制を受けます。

道路運送車両法による排出ガス規制は、平成15年度より実施され、平成17年5月にオフロード法が公布され、公道を走行しない特殊自動車に対して新たな排出ガス規制が行われています。

なお、道路運送車両法及びオフロード法では原動機の出力が19kW以上560kW未満のものが規制の対象とされています。

一方、道路運送車両法やオフロード法の規制の対象とならない原動機の出力が19kW未満の小型の車両系建設機械、可搬式建設機械（発動発電機等）については「排出ガス対策型建設機械指定制度」の規制の対象となります。この指定制度でもオフロード法と同等の基準により指定を行うことされ、第3次基準値による排出ガス規制が適用されています。

表3 建設機械の種別に応じ適用される排出ガス規制

建設機械の種別	原動機	自動車の別	主な機種	排出ガス規制
車両系建設機械	19kW以上 560kW未満のもの	オンロード車 (※2)	バックホウ（ホイール型） トラクターショベル（ホイール型）	道路運送車両法
		オフロード車 (※3)	バックホウ（クローラ型） ブルドーザ	オフロード法
	8kW以上 19kW未満のもの（※1）			小型ローラ 小型バックホウ
可搬式建設機械	8kW以上 560kW未満のもの		発動発電機（移動用発電設備） 空気圧縮機	

※1 排出ガス規制は、オフロード法ではなく排出ガス対策型建設機械指定制度による。
 ※2 オンロード車とは公道を走行する自動車をいい、公道以外でも走行は可能である。
 ※3 オフロード車とは専ら公道以外を走行する特殊自動車をいう。